

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、架空の事案である。

政治家 A は与党のなかで要職を務めており、その次男である X 氏はテレビにもたびたび登場する有名内科医で、妻は女優でありピアニストでもあった。その華麗な私生活は、週刊誌に常に狙われていて、結婚前の恋愛期間から子どもが誕生した現在まで、誌面にたびたび登場している。また A 自身も、街頭演説やテレビ取材時などで、注目を浴びるために次男の私生活について述べることもあった。そういうわけで、世間では、この X の家庭についてある程度知られていた。

ある時、与党を中心に政治献金スキャンダルが起こり、「政治とカネ」というテーマが、連日、テレビや雑誌、インターネット上などで、大騒ぎとなった。この騒ぎの中、違法な政治献金について追及された A は与党内の次期首相レースから事実上外れ、引退が噂されるようになった。次男 X が二世議員になるかどうか注目されるなかで、X の家庭内の不和が報じられ、その後、離婚に至った。X は、私生活の挫折はありながらも、医師として日常生活を淡々と送っている。

そんな中、「夜想曲」という小説が出版されるという噂が、出版業界、政界で広まった。どうやら、この小説は X をモチーフにしているようで、小説の登場人物名こそ違うものの、X のことが書かれていることが明らかだった。そして、小説内では家政婦さんからの情報という形で、さまざまなエピソードが語られていた。例えば、A が愛人とともに、たびたび X の家を訪問して、A と X の関係が陰悪になっていったこと、X は一時期、軽いアルコール依存症となり、医療機関を受診していたこと、妻はライバルのピアニストを日々、口汚くののしっていたこと、子どもは実は X の子では無かったことなどが記されていた。これらの事実は、X の私生活では真実でなかったことも含まれているが、読者にとってはもはや真偽不明のことであった。

小説についての噂を知って A や X は、すぐに出版の差止めを求めようとしたが、時すでに遅く、小説は書店に並び、世間は騒然としている。X は、せめて出版社に対し損害賠償を請求する訴えを提起したいと考えている。

問 1 X は、どのような憲法上の権利を主張することになるだろうか。同権利についての学説の変遷についても触れながら、論じなさい。なお、私人間効力、パブリシティ権については論じなくてよい。〔40 点〕

問 2 問 1 での X の主張に対する反論を中心に述べつつ、私見も記述せよ。〔40 点〕

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読んで、後記【設問 1】、および【設問 2】について答えなさい。

【事例】

- 1 甲男（42 歳）は、某日、午後 6 時ころ、自宅に帰宅したところ、妻・乙女（36 歳）の連れ子 X（5 歳の男児）が喉にゼリーを詰まらせて窒息している状態で倒れているのを発見した。甲が X に近づくと、意識を喪失し呼吸が止まっており、心停止が疑われた。甲は、AED（※）の講習を受けるなどしてその使い方を知っており、胸骨圧迫と共に使用すれば、心停止状態にある者の救命可能性が飛躍的に上昇することを理解していた。同時に、自宅の隣にある甲乙が経営する会社事務所（以下、「事務所」という。）に AED を設置していること、X の状態から AED による処置が必要な状況であることも認識していた。しかし、甲は、X が 1 歳のころに養子縁組をしたものの、成長とともに自分に懐かない X を疎ましく思っていたことから、X を助けるかどうか迷い、事務所にいた乙に電話をかけた。
- 2 甲から X の上記状況を聞いた乙は、自身も前夫似の X のことを疎ましく思っており、「このまま死んでしまえばせいせいするから、2 時間ぐらい経ってから家に戻ったことにすれば。私は事務所で仕事しているから。」と提案した。この際乙は、X に保険（被保険者を X、受取人を乙とする生命保険契約）を掛け保険料を支払っていたことを甲に知らせておらず、この機会を利用して保険金を得ようと考えていたが、そのことは黙ったまま上記提案をした。甲は、そうした乙の意図には気が付かず、ただ X を助けられないことについて賛同して、電話を切って自宅の外に出て、周辺で時間を潰した。
- 3 その 2 時間後、甲は何も知らず帰宅したふりをして、冷たくなった X を認めると、救急車を呼んだ。その後、10 分ほどして到着した救急隊員の救命救急士が X に AED の使用を試みたが、時すでに遅く、その場で X の死亡が確認された。
- 4 事務所には、日中従業員がいたが、甲が X を発見した時間帯には乙以外は居らず、他の誰も甲らの自宅を訪問することはなかった。自宅近くには総合病院もあり、上記 2 の時点で要請があれば直ちに現場に救急車が急行できる態勢になっていた。甲による X の発見直後に救急車を呼びつつ、到着までの間に AED を使用し、胸骨圧迫を併用していれば、十分救命できる可能性があった。

※「Automated External Defibrillator」の略語で、「自動体外式除細動器」と呼ばれる「高度管理医療機器」。けいれん（心室細動）を起こすなどして血液を送る心臓の機能が妨げられた心停止状態において、心臓に電気ショックを与えることで上記機能を再開させることができる。機器を対象者に正しく設置すれば、電気ショックが必要かどうかの指示が示され、非医療従事者の民間人でも容易に使えるように規格化されている。

【設問 1】甲の罪責について論じなさい（特別法違反については論じる必要はない）。なお、以下の

①、②の主張の当否について必ず言及しつつ論じること。

- ①「甲は、X の放置に先立ち、X の死亡結果を発生させる原因となる危険な行為（先行行為）を有責的に行っていないことから、X の死亡について罪責を負わない。」との主張。
- ②「甲は、既発の危険を利用して生命保険金を得ようとする意思はなかったことから、X の死亡について罪責を負わない。」との主張。

【設問 2】乙の罪責について論じなさい。なお、生命保険金に関する詐欺罪、その他特別法違反については論じる必要はないが、生命保険金を得ようとする意思が、X の死亡に関する罪責に影響するかについては検討すること。

以 上